

K-849

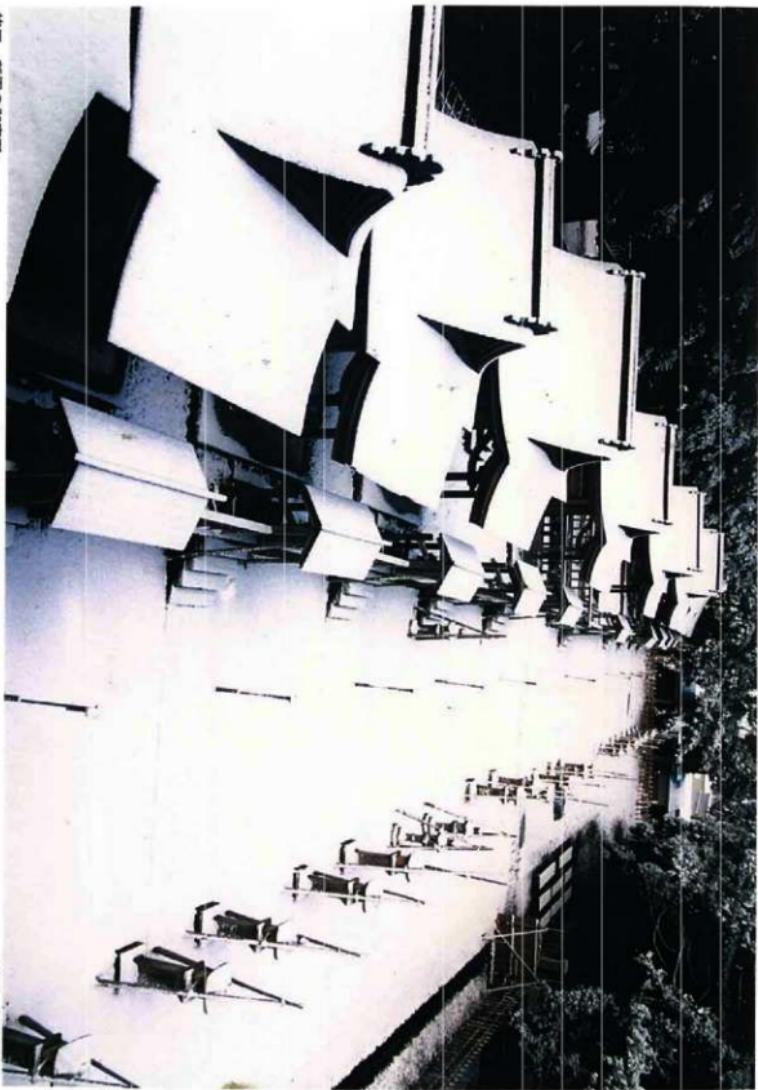
平成十六年三月

史跡 米沢藩主上杉家墓所保存修理工事報告書（上巻）

上 杉 家



(撮影 屋形和夫)



竣工 新駅の御廟所

序文

上杉家一七代当主 上杉邦憲

平成六年の七月から開始された史跡米沢藩主上杉家墓所の保存修理事業は、平成一六年度を迎えた今日、早くも一〇年が過ぎようとしています。その間、上杉家初代謙信廟・一〇代治憲廟など二〇棟の廟所修理が既に終了しており、こうした保存修理事業が順調に進んでこられたのは、関係各位のご尽力とご苦労があつたからに外なりません。

老朽化した建物の修理が完了し、再び甦る廟所と対面するたびに、歴代藩主の偉大さと歴史の重みを痛感しております。特に、修理が埋葬施設にまで及んだ治憲廟に関しては、これまでにない複雑な思いを致しました。ご遺体や墓誌に接した時、公の崇高な意志と教訓が、時空を超えてひしひしと感じられ、あらためて畏敬の念にうたれたことを覚えています。

この度の報告書は、墓所周辺調査と西側基壇に祀る七棟の建物に謙信廟を加えた八棟の保存修理の成果を上巻としてまとめたものであり、修理の内容や廟所の内部形態が詳しく記されています。

今後は、残る三棟の廟所や空堀などの外部施設の保存修理に関しても、従来と同様にご尽力を賜れば幸いに存じます。

最後に、上杉家墓所保存修理の専門的立場からご指導とご教示を賜りました仲野浩先生をはじめ、上杉家墓所保存整備検討委員会委員各位、文化庁、山形県教育委員会、さらには調査及び報告書作成と保存修理事業に関して、ご協力をいただいた米沢市、米沢市教育委員会、(財)文化財建造物保存技術協会、工事関係各位に対し、衷心より感謝と敬意を申し上げ序文といたします。

挾 拶

米沢市長 安 部 三十郎

歴代藩主を祀る上杉家墓所は、古くから御靈廟として市民に親しまれてきた史跡の一つです。従来の非公開であった墓所も昭和四五年に一般公開が開始されたると県内外からの多くの觀光客が訪れるようになり、米沢市を代表する史跡として広くその存在が知られるようになりました。昭和五九年には、国指定史跡に指定されています。

しかし、長年の風雪に耐えてきた墓所も急速に老朽化が進んだことから、米沢市は、昭和六二年に史跡米沢藩主上杉家墓所保存整備検討委員会を発足させ、墓所周辺の調査と保存修理に必要な検討を重ねてまいりました。

そして、平成五年の治憲廟の破損を契機に本格的な保存修理を進め、上杉家家祖謙信廟・初代米沢藩主景勝廟など現在までに一〇棟の廟所修理が終了しております。

この度の報告書は、家祖謙信廟を含む西側基壇の廟所八棟の保存修理と周辺調査の成果を上巻としてまとめたもので、貴重な歴史資料が記されています。

特に、治憲廟の整備では、唯一埋葬施設の調査を行っています。御棺が確認された中には、數珠と六文銭、木刀二振といつたもので大名の墓とは到底信じられない質素な内容となっています。廟所の材料に関しても他の藩主は、櫛や檜を用いている

のに対し、治憲廟は杉材で構築されているなど、生前の「質素優約」を死してもなお、継承させようとする公の強い意思には大きな感動と勇気を賜った気がします。

治憲公「鷹山」は、困窮した米沢藩の財政を再建した人物として、本市はもとより全国的に名の知られた名君です。幾多の財政改革の手腕は、政治・経済の手本とし、今日でも多くの人々に尊敬されています。

今後は、残る三種の廟所修復工事などについて、協力を推進しながら、貴重な文化遺産を市民とともに継承していく所存です。現在の日本は、未曾有の不景氣に直面しています。本市も例外ではありません。このようなときにあたり、公の意志を受け継ぎ、官民一体となってかかる難闘を突破することを、お約束を申し上げ挨拶といたします。

例 言

一、この報告書は、史跡米沢藩主上杉家墓所の保存修理事業の一部として刊行されるものである。本事業は平成六年度に着手され、平成二〇年度までの予定で、現在も継続中であるが、事業期間が長期にわたるため、上巻と下巻の一巻に分けて刊行することとした。

二、本書はその上巻で、平成六年から一三年までの事業の概要と工事内容、及び発掘調査の成果をまとめた。工事内容は主に、西側基壇に祀る七棟の建物（景勝廟、綱勝廟、吉憲廟、宗廟、治憲廟、齊定廟、世子廟孝廟）と謙信廟の破損状況や実施仕様などを記し、工事中の調査事項については、最終年度に刊行予定の下巻に残る東側基壇の建物とともに掲載することとした。

三、本書の作成は、米沢市教育委員会の指導、助言のもと、委託を受けた（財）文化財建造物保存技術協会（以下、文建協）が中心となって編集したもので、第一章を米沢市教育委員会の手塚 老と文建協の稲葉 敦。第二章を稲葉。第三章を手塚が担当し、第四章に關しては、米沢市教育委員会と上杉家管理事務所の玉上利恭・田中邦彦氏の協力をえた。また、第一、二章の挿図と、景勝廟の図面は、文建協の辻田芳典、綱勝廟、吉憲廟、宗廟の図面は、同尾美千代、治憲廟の図面は、同中川麻衣子が作図した。校正は、米沢市教育委員会の情野憲吉が行なった。

また、掲載した写真には、吉田建設株式会社尾形和夫氏撮影のものが多數含まれている。なお、第三、四章の挿図及び写真図版は、小林順子・高橋正子氏の協力により作成したもので、本書を借り感謝を申し上げる。

本文目次

図
版
目
次

工事図面	
1	景勝亭
2	正門回
3	側面回
4	側面回
5	側面回
6	側面回
7	側面回
8	側面回
9	側面回
10	側面回
11	側面回
12	側面回
13	側面回
14	側面回
15	側面回
16	側面回
17	側面回
18	側面回
19	側面回
20	側面回
21	側面回
22	側面回
23	側面回
24	側面回
25	側面回
26	側面回
27	側面回
28	側面回
29	側面回
30	側面回
31	側面回
32	側面回
33	側面回
34	側面回
35	側面回
36	側面回
37	側面回
38	側面回
39	側面回
40	側面回
41	側面回
42	側面回
43	側面回
44	側面回
45	側面回
46	側面回
47	側面回
48	側面回
49	側面回
50	側面回
51	側面回
52	側面回
53	側面回
54	側面回
55	側面回
56	側面回
57	側面回
58	側面回
59	側面回
60	側面回
61	側面回
62	側面回
63	側面回
64	側面回
65	側面回
66	側面回
67	側面回
68	側面回
69	側面回
70	側面回
71	側面回
72	側面回
73	側面回
74	側面回
75	側面回
76	側面回
77	側面回
78	側面回
79	側面回
80	側面回
81	側面回
82	側面回
83	側面回
84	側面回
85	側面回
86	側面回
87	側面回
88	側面回
89	側面回
90	側面回
91	側面回
92	側面回
93	側面回
94	側面回
95	側面回
96	側面回
97	側面回
98	側面回
99	側面回
100	側面回

第一章 修理事業の概要

一、概説

一、修理事業の概要

中務省河津主事と杉家所保存修理計画策定報告書に基づき、頼水主事と組賃勝廻から保管修理することとなりたが、平成五年五月の治善廟基壇陥没に伴い、治善廟から保管修理することになった。従つて、保管修理の順序は、同委員会報告書と異なることとなった。

次のとおり平成六年度から平成三年度までの保管修理事業の開始が終了したので、平成五年度事業の中、整備計画前半の報告として、本報告書を刊行するものです。

平成六年度 三年度までの保管修理工事事業の概要

平成六年度 治善廟保存修理工事事業概要
屋根鋼板葺、野地の一部と小屋組・軒切りの屋根方箇所の解体、瓦張の建設。

（事業費六、二〇〇、〇九九円、国補助金四、三四〇、〇〇〇円、県補助金九、三〇、〇〇〇円、市補助金六、一〇、〇〇〇円）

平成七年度 治善廟保存修理工事事業概要
基礎石積替、地下遺物調査、植樹作業、建具修理、複製品の作製、仮設物搭載及び解体。

（事業費一、五〇〇、〇〇〇円、国補助金一、七五〇、〇〇〇円、県補助金一、五〇、〇〇〇円）

平成八年度 治善廟保存修理工事事業概要
基礎石積替、基壇立筋、瓦張の建設。

（事業費一、五〇〇、〇〇〇円、国補助金一、七五〇、〇〇〇円）

平成九年度 治善廟保存修理工事事業概要

吉善廟は、奈房廟保存修理と同じ。細勝廻は、雨落石等積替、建物を一旦持ち上げて木部の補修、道具の補修、仮設板の建設・損料及び解体。

（事業費二、五〇〇、〇〇〇円、国補助金一、七五〇、〇〇〇円）

平成九年度 吉善廟・細勝廻保存修理工事事業概要
屋根鋼板葺替、瓦張の建設・損料及び解体。

（事業費二、五〇〇、〇〇〇円、国補助金一、七五〇、〇〇〇円）

平成一〇年度 治善廟保存修理工事事業概要

吉善廟は、奈房廟保存修理と同じ。細勝廻は、雨落石等積替、建物を一旦持ち上げて木部の補修、道具の補修、仮設板の建設・損料及び解体。

（事業費二、五〇〇、〇〇〇円、国補助金一、七五〇、〇〇〇円）

平成一〇年度 吉善廟・細勝廻保存修理工事事業概要
屋根鋼板葺替、瓦張の建設・損料及び解体。

（事業費二、五〇〇、〇〇〇円、国補助金一、七五〇、〇〇〇円）

平成一一年度 治善廟保存修理工事事業概要

吉善廟は、奈房廟保存修理と同じ。細勝廻は、雨落石等積替、建物を一旦持ち上げて木部の補修、道具の補修、瓦張の建設・損料及び解体。

（事業費二、五〇〇、〇〇〇円、国補助金一、七五〇、〇〇〇円）

平成一一年度 吉善廟・細勝廻保存修理工事事業概要
屋根鋼板葺替、瓦張の建設・損料及び解体。

（事業費二、五〇〇、〇〇〇円、国補助金一、七五〇、〇〇〇円）

平成一二年度 治善廟保存修理工事事業概要

吉善廟は、奈房廟保存修理と同じ。細勝廻は、雨落石等積替、建物を一旦持ち上げて木部の補修、道具の補修、瓦張の建設・損料及び解体。

（事業費二、五〇〇、〇〇〇円、国補助金一、七五〇、〇〇〇円）

平成一二年度 吉善廟・細勝廻保存修理工事事業概要
屋根鋼板葺替、瓦張の建設・損料及び解体。

（事業費二、五〇〇、〇〇〇円、国補助金一、七五〇、〇〇〇円）

トルの間、質の子其きの仮屋で、疊々葬祭を斬り、焼香のための机等が配されている。吉恵の場合も様であったと考えられる。

ミ、葬儀の中心は、食を鬼鬼に付するのである。食は、火屋に納められ、読経と燒香の後清火にかけられた。清火をかけた瞬間に、三層の魔が空中高飛放された。魔は、大名船力を發揮する鳥であり、葬主の葬儀に当たつては不可欠なものである。翌二〇日、「火寄」が行われた。その後、法事者が安置されていた遺者のが、法事寺らによつて高野山へ納められた。

吉恵の死が際に際して、葬臣は月代を斬ることを禁じられていたが、さらに、葬儀の前に法事寺の剃髪と髪引を行つた。これは、三代禰勝が死去した際に、葬臣全員が髪を剃つた例にならつてものである。昭代制憲は、葬主の他親を出した活活として死去了したの、髪引は行わなかつた。今度の葬儀は、吉恵の元五郎頭領手水番、膳番等が行い、髪引は、高美、信義、小太姓ら細腰の側と同様上級家臣団が行つた。髪引は、贋全頭切り落とすのではなく、髪先を少し切ることでその行為とする象徴的なものであつた。髪を剃つた遺者は、翌日の葬儀は茶筅筆を結つて参列だ。しかし、瀧主一族の余儀として葬儀、焼香を勤める者は、いたん髪を剃つた後、平常のうつに髪を剃つて葬儀に進むた。また、勤番があつている葬事も、いつなん髪を剃つた後、平常のように髪を結つて勤番についた。明代の書が解かれたのは、三才持方以下の生活が五月一日、高家業、三手耕作が六月三日であった。孝子江戸家老、侍頭ら重臣は、元明まで吉田の間にわたつて月代を勤ることを禁じられた。

吉恵の葬儀は、法事寺の有無法印が守護して京都にあり、新義真宗の有力寺院の一つである智覺院僧正の紹介によって大覚寺門から贈官（死後に官職を贈ること）を受けた。贈官の命令には、「上杉氏御大廟院寺、贈官の事 極樂院贈

は葬所の北裏で葬儀を行い、その日のうちに廟所の東方にある宗廟門の東へ埋葬した。

まず、葬儀が執事行わぬ、法音寺等が引導を渡す事務を勤めた後、説経の中、治憲、治道・齊定や西臣が焼香した。顯孝の葬儀では、笠置山墓場で行われたると同様に登心門や涅槃門らの四門、位牌所や龕を納める人間が設けられ、火屋の周囲には、萬が敷かれた〔涅槃休憩御廟江御式二行御廟所御補理御師御番御入料目録〕。第四六回に治憲の葬儀を行つた葬場〔葬事場〕を示した〔上杉家御年譜〕文政五年三月一九日卷」が、顯孝の場面と同様の方式で行はれていたことがわかる。

葬儀の後、棺は、一日景勝廟前で振えた上で埋葬場へ移されたが、棺が埋葬場に入るやいなや靈旗が放された。埋葬の場所には、外縁に目隠しのため簾の子をめぐらし、白幕を張り、黒懸拂がなされた。

埋葬の仕方は、以下とのおりである。まず、棺を埋める櫻中に後の粉本を二寸の厚さで敷き、その上に棺の外側である厚（外殼）を下ろし、桜と灰の間にさらには粉本を敷く。また、桜の底に、赤土と小砂・石灰を撒いたものを敷く。棺を細引で下ろした後、棺と椁との二寸の隙間に、同じく赤土・小砂・石灰を詰め、水と酒を混ぜたものを注いで堅く密に固め、棺の上部も同様に覆う。その後、椁の蓋を釘打ち。その上に次の粉本を二寸の厚さで敷き、さらに土をかけ、三尺程度して、死者の生前の地位を並記を記した墨書きを入れ、土で覆うという方法である。

文化五（一八〇〇）年に死去した九代治憲も同様の方法で埋葬された。治憲の埋葬に関する記述は、別冊で詳しく述べることにし、ここでは割愛する。

さて、從来の慣例は、京阪神嶺の大覚寺門主から贈官を受けたのち、法名を記して、死者の生前の地位を並記を記した墨書きを入れ、土で覆うという方法である。文化五（一八〇〇）年に死去した遺骨を高野山清淨心院に納めるものであったが、遺骨は土葬であったので、異なった方式がとられる」とになる。清淨心院へあてた高野山善政ら

法印御大廟院都參心、右左側に准じ子細有るべからざるの質、大覺寺殿御氣色「みけじき」の候となり、よりて歎嘆くなんの如し原文を讀みなし。以下同】

〔「杉家御年譜」享保八年五月一七日卷〕と記されている。大覚寺門主から贈官を受けたのは、寛文四（一六六四）年の三代綱慶の死没の時から行はれた〔上杉家御年譜〕寛文四年閏五月二六日卷。以後例にして完案した。葬儀のち、吉恵の墓は高野山に移され、清淨心院で法事が営まれた。

なお、高野山には、誠信・景勝の廟所が建設され、定慶以降は石塔が造られたものと考えられる。誠信・景勝の廟所は、元禄一〇（一六九七）年と、正徳五（一七一五）年に修復されている〔「上杉家御年譜」元禄一〇年七月一〇日卷。正徳五年（一七一五）月一四日卷〕。

次に、葬儀が土葬へと転換した最初の藩主の葬儀である重定の場合をみよう。〔「東岳靈廟御逝去一卷別紙」上杉文選〕。重定は、寛政一〇（一七九八）年三月一六日に死去し、それとともに五〇日の間の普請・鳴鶴の奉公、三五日の看番が命ぜられ、家中にも大和五〇日の時代の葬儀が命じられた。重走の葬儀が重定の仕方は、いずれも寛政六年の九代治憲長子顯孝の例にならつて施行された〔御葬式典當日行事」上杉文選〕。

翌、七日に沐浴が行はれた。喪服が白襷をつけたのに対し、重定は標準の葬束を着し、烏帽子・重袴姿で棺を運んで了拂された。また、葬儀の事臣の葬番は、從來看番を納めた法事寺で行はれていたが、重定の葬儀では看番が命ぜられた丸で行なわれた。

四月五日、重定の遺体を用ひた龕は、辰の刻に二丸を出で、治業や藩主の治室、御内侍が付き従い、北門から北堀越・鎌山口通を経由して駿府に向かつた。吉恵の死後、家中にも大和五〇日の時代の葬儀が命じられた。重走の葬儀が命ぜられ、家中にも大和五〇日の時代の葬儀が命じられた。重走の葬儀が命ぜられ、

てわかるように、從来は火葬からかなり日時を経て葬儀を行つたが、重定の場合に

立していたが、今回は土葬であるので位牌だけを安置してほし、また、宝塔の建立も延期するという内容である。従つて、重定以降の葬儀についても、高野山での宝塔の建立は、行はれなかつたと考えられる。從来は、法音寺が遺骨を守つて上京して

いたが、土葬であったことから、法音寺は米沢で百箇日までの法事を勤め、かわつて、大乗寺と仙巣寺が贈官のまに上京した。大乗寺らの土葬が後の慣例とされた。

葬儀が終了した日の五月一九日、大乗寺・靈山寺は米沢を出立し、京都に向かつた。先例通り智覺院・延長の仲介を得て、六月二二日、大覺寺門主によつて贈官を受けた。贈官ののち、「東岳靈廟法印御大廟院都參心」の法号が位牌に彙り入れられ、

大乗寺はこの位牌を守つて高野山へ参り、清淨心院へ納めた。

〔三〕江戸時代の廟所

次に、景勝以降の廟所建設について触れてみる。元禄九（一六二三）年、景勝の死去に際して、謹信の遺骸葬廟所として確保していく武田西園教が歴代藩主の墓所となつて行く。正保一年（一六四三）九月一〇日死去した、二代定憲は、翌、正保三年（一六四五）二月一三日に廟所の造営を行なつてある。完成の初日は記載されていないが、同年七月二〇日、御廟所西側に正義戒を新造した。三月の火を経験し、用心のために三の丸主蔵から玉器を移したものであり、少なく

とも、この月まで廟所は、完成していたものとみられる。八月一日には、米沢初

(四) 明治時代の廟所

四代綱慧・五代吉喜・六代宗憲・七代宗房・八代定臣に關しての崩御遺言についての記載は残されていないが、寛政六年（二七九四）一月五日、江戸で死去した世子顕親が所を三月二〇日に治善が、廬所に開闢掌奉者・参詮の記載があることで、物部除く吉理と吉基がいたことを示している。このことと、建久二年（一〇〇一）三月二十六日（もじかん）に五代吉喜が、同月三

明治政府が公布し神社分離令を契機とした廢社収容運動は、全国的な展開をみせたが、米沢もその例外ではなかった。その風の中で、上杉家刑所のあり様を改めを余儀なくされた。たとえば、明治三（一八七〇）年閏（五月）二三日に発せられた藩政改革の大旨にもそれが如実にかがえる（上杉家刑所譜（義理家譜））。大旨には、「一、祖先信玄の遺言を守り、城に蔽置され候付き、二、九内に寺院、一、ケ寺され有り、自然崇神の民情を妨げ且つ満州五至の場所故、悉く破却し藩士住居をさよ歸し候事、一、神社の禁篋、私地の業者、街衢の汚捨をば

儀、葬儀し、同年の一月三日に廟所の完成が記載されている。治喪は、死去から五日後、治庁は、死去から五四日後と何れも二箇月弱で廟所の完成をみている。一方、天保二〇年（一八一九）二月一日、江戸で死去した一一代肯定は、二月八日に江戸に出席（二月一〇日廻所にて葬儀、葬畢し、五月二日に廟所が完成した。江戸からの移動日数の約一箇月を除けば、葬儀後の四五日目で完成した。）ことになる。このように、葬儀は、速やかに廟所の造営を着手し、概ね五日前後日の内に建設したものと推測される。

江戸時代の修復についてば、ほとんど記載されてないが、寛永一六年（一六三九）三月二〇日、景勝の七回法要に合わせて御廟所焼内の大佛が尊徳・三手組によつて修造されている。延宝六年（一六七八）一月には、廟所の柱が大破してしまつたことと、侍組・三手組による修復をおこなつてゐる。さらに、天保四年（一八三三）一月二六日に、庄内地方で大地震が発生し、御廟所の石灯籠が倒れた記録

治憲の禱号が附され、翌月には一人を祀った上杉神社が置賜郡に指定された。その後、同九年五月に至り、上杉神社の新社殿が竣成し、遷宮式が行われた（〔上杉家御年譜（茂憲公）明治九年五月二日条他〕）。

それに伴つて、御堂内に安置されていた謙信の遺骸が廟所に移されることになった（上杉家御年譜（茂庭公）明治九年五月二日条）。著者高崎の意旨は、也田

成章を終結とし、新井弥兵衛を普請掛として着手され、大工鈴木喜八、石工高橋國一郎、土石工高橋重吉、瓦工鳥居義次が「一坪二斗」にて多聞町玉手坂に着工。発表は1月5日。

九月一日、内閣に於て、内閣官房長官の職務を司る「内閣官房長官」が設置された。内閣官房長官は、内閣官房の長官として、内閣官房の事務を統括する。内閣官房長官は、内閣官房の事務を統括する。

写真四の文化四年の「御廟所絵図」と図五の現状の廟所図の比較から、関宮の造

基壇を削って間を開けたことがわかる。そのため、景勝廟と定勝廟の接殿が除

去されたものと推測できる。またその際、つりあいを保つため、他の各廟の拝殿も除
去されたと考えるのが自然であろう。なお、明治二十九年の茂憲ら一族の米沢移住に

實際して、御家範実式が關宮拝殿で行われた「上杉家御年譜（茂徳公）明治一九年七月二三日冬」ことから、謙信關宮は、拝殿をもつた造作であったと考えられる。

さて、廟所の土地は、明治八年の地租改正時に「共有墓地」と認定されていた上杉家は、同一年に山形県知事折田平内へ「共有墓地私有墓地に御引直し」願(史

（資料参考）を廻所の西面に添えて提出した（上杉家御年譜 茂義公）明治一八年九月二日文。この願書によれば、前回賀鹿郡遠山村一八六ヵ戸が熊野堂の共有墓地或町村墓地反五畝武拾七歩（六四三七坪）は、古くから「廻所」と称してさだてられた「当家先祖累代の墓地」であったが、同八年の地租改正時に誤つて「共有墓

明治時代の廟所修復に関する記載については、記録にない。

（上杉憲憲氏所蔵文書）にも、御廟墓地の面積が、一町反五畝七歩と記されており、地租改正時の丈量がそのまま踏襲されていたことがわかる。

廁所地は、明治二三年に上杉家の「私有墓地」として地目が変更されたものと解されよう。

地として登録された。上杉市は、同一年二月の「墓地埋蔵取扱規則細則」改正時の調査に際して、この間違いに気付いた。従って、「共有墓地」から本来の「私有墓地」に地目を変更しほしいとの願いである。

しかし、その後、県から何の連絡もなかったため、同一年八月、再度県知事宛の出願が行われた。(上杉市御年譜(茂義公) 明治三十一年八月二日条、史科資料参照)。この再願は、今般御廟の土地は出所(米沢市)の管理とあり成り後に付きと、廐所の管轄が米沢市の管轄になったことを受けて行われた。しかも、「改て御廟立らば立ち所に弁べべ」との市役所・米沢市当局の申し聞かせ最もこれよりと、再願すればすぐに認可するという米沢市の申し出に従った

神社の遷座が企画され（上杉家元年譜「茂安公」明治十八年一月一日余他、八月二十八日には御堂内において謫居・治懲の神祭が執行された。同五年一〇月、謫居

- 6 -

〔拝殿〕の木羽根屋の葺蓋、吉蔵廟・定廟廟・細廟廟・定期廟の木羽根屋の葺蓋及び廟所地内への桟木の造り替えが行われた（見図版）。「大正七年度屋敷數・御廟山法事費・施業修繕代材料見積表」（大正七年度米沢経費金支出算定説明）によれば、上杉秀忠氏所藏文書「安治米沢藩主上杉家廟所管理報告書存取」。また法音寺本堂廟の木羽蓋や桟木の修繕などが行われており、大正七年は、廟所や普提寺の修理が集中して行われた年であったことがわかる。葺蓋は、各廟の屋根の痛みに応じて行われたものと考えられるが、景勝廟以下の人母廟よりの屋根を特持した廟と、方形造りの定期廟では、当然ながら瓦積りの仕方が異なる。この修復から大正七年までは、現況の銅板蓋ではなく木羽蓋であったことがわかるとともに、少なくとも景勝廟には、まだ「拝殿」が付属していたことが知られる。翌八年三月、最後の藩主上杉茂が東京で死んだ。東京本郷の別邸で仏式の告別式が行われた後、遺体が白山の興福寺に埋葬された。それとともに、廟所内に遺髪を分納し、御碑碑を建立することが決められた。茂の？碑碑は、景勝廟と廟廟廟の間に造られたが、これらはいずれも間の基礎上に建てられている。前述のように、文化一四年の御廟所絵図では、景勝廟は、独立の基壇上にあつた。現況では、景勝廟から一代既定廟までが同の基壇上に設けられている。従つて、大正八年當時には、すでに文化年間とは異なり現況と同様の形に整備が改変されないと考えられる。また、「安治米沢藩主上杉家廟所理報告書所収」の写真六では、鬼塀碑の左側の廟廟廟が彫刻されている。廟廟廟には、廟の前面に現在では存在しない建物が付されており、景勝廟・拝殿・同廟の建物であると推測される。そこで、

「史跡米澤源主の杉家墓所宮内省告書所収」の真美は、尾山公真享館所取の治善廟の前面からの写真で、大正末年頃の撮影と推定される。治善廟とその左側の顯慶廟にも「押桿」に相当する建築物が確認できる。しかし、前述の明治九年における変更を考慮すると、これらの「押桿」は、文化四年当時の洋風と同の建物を目指す

従つて、本来の拝顔はすでに除去されており、表二では文化一四年の拜顔の間に相当
「睡したものではないと思われる」。文化一四年では、廟・拜顔の間には「廟より拜顔」と
いふ構造であった。また、文化一四年の廟の拜顔は、廟より大きな建物であった。
しかし、表二の「草葺の見晴り」では、廟より「拜顔」の方が坪数としては小さい。
従つて、本来の拝顔はすでに除去されており、表二では文化一四年の拜顔の間に相当

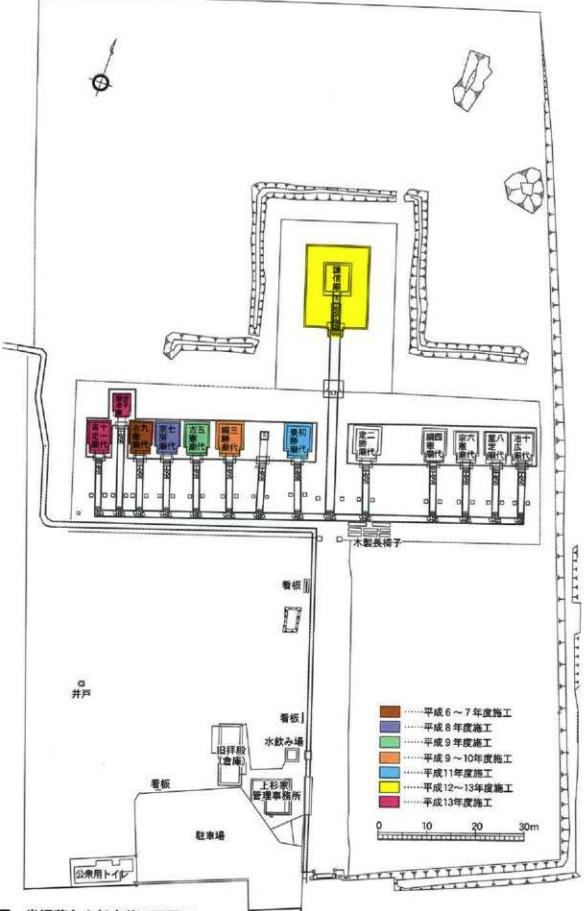
する建物を指して、「拜殿」と称したものとの考えられる。昭和一七年刊行の「旧米澤市史」では、廟所について、「明治維新後拜殿廊腰を撤去し、法曹寺の所管に委す」と、拜殿と廊腰が、既存後に除去されたこと記している。ともう、この推測を裏付けるものであろう。

また「日誌」(上杉那智氏所蔵文書)によれば、大正七年年度第一回で「御廻守へ懇請料成し下さる」旨が指示されており、同年度の予算では審酌料として五円が計上されている(「大正七年度米沢貿易金支予算説明」)。廟守の日常的な維持管理の

経費が、新たに計上されたものと思われる。さらに、翌八年七月、落雷を受けた廟所地内の杉一本が伐採・製材されている。製材された木材は、同年五月の大火で消失した

ひ景勝園、御用屋敷、治承殿、御考殿には、「一井亭」と名す遊亭(アツモリのまちの日)にある建物が付属していたことを確認した。なお、昭和二年発行の「米澤市史」には、治承殿(押殿)の写真と、謙信宮の押殿と思われる建物の写真があり、

前述のように、文化一四年の『羽賀所経図』では、景勝廟は独立した墓地上にあつた。現況では、景勝廟から一交代寺跡までが同一の基礎上に設けられている。従つて、大正八年春には、すでに文化年間とは異なり現況と同様の形に改修が改変されて、いたと考えられる。また、『古跡米沢藩主杉木家所蔵理報告書所収』の写真六では、彌榮碑の左側に御勝廟が撮影されている。御勝廟には、廟の前面に現在でない建物が付いており、景勝廟・押殿と同様の建物であると推測される。



第1図 米沢藩主上杉家墓所配置図

掲載されている。従つて、これらの建物の除去と、木羽蓋から側板葺への変更は、昭和一年以降に行われたものと考えられる。

二、建造物の概要

（一）官署等不動産明細

（1）指定の概要

文化庁が近世大名家の墓所の指定を始めたのは、昭和五二（一九七七）年頃からである。その契機となつたのは、紀州徳川家の代墓地——それは、和歌山県下津町にある長保寺の裏山一带に営まれているが、その壮大な墓石を当主の死去に伴う相続問題も絡んで、不動産業者に先鋒として動き始めたとの情報がもたらされた。史蹟名勝天然紀念保護法（大正五年制定）及び附則を保存法（昭和四年制定）を繼承発展させた文化財保護法（昭和十五年法律第二四〇号）制定時、当初までは、盛んに個人の墓、主として国学者・儒学者・僧侶・洋学者等の墓名史跡に指定した。しかし、貝原益軒墓の史跡指定の諮詢を文部省専門審議会が否決したのを最後に、以後、個人の墓は特別の事由がある場合以外は指定しないとの原則を守り合わせている。こうした背景で、差し引き二大名の墓所を単純に選ばず、それから遺跡であることも事実であり、さりとて一大名の墓所を単純に指定することについては考慮する余地があつた。紀州の徳川家の墓所の件が伝わってきた後、長州毛利家でも、東光寺の墓所の管理を巡って、毛利家と東光寺の間に陥る空氣が漂つた。そのため、紀州徳川家と長州毛利家の同墓所を史跡に指定することを請問した。同時に各都道府県単位に、近世大名家墓所の現状・由来等を調査させ、文化財専門調査会史跡部会所属の専門委員会でその調査報

告を分析・研究する会合をもつて、国の史跡に指定する候補を選定することになった。選定作業は、二年足らずで、その結果に基づいて指定候補がまとまつたものから順次指定を行つてきている。現在まで、一〇件の近世大名家墓所の史跡指定をしたが、指定順に記すとのおりである。

（2）和歌山藩主・徳川家墓所（和歌山県下津井町、昭和五六年）

・萩浦主毛利家墓所（山口県萩市、山口市、昭和五六年）

・松前藩主松前家墓所（北海道松前町、昭和五六六年）

・鳥取藩主田代家墓所（鳥取県因幡町、昭和五六年）

・米沢藩主上杉家墓所（山形県米沢市、昭和五九年）

・対馬藩主宗家墓所（長崎県対馬町、昭和六〇年）

・新庄藩主戸沢家墓所（山形県新庄市、昭和六一年）

・会津藩主松平家墓所（福島県会津若松市、猪苗代町、昭和六一年）

・松代藩主真田家墓所（長野県松代町、昭和六一年）

・岡山藩主池田家墓所（岡山県岡山市、吉永町、相生町、平成元年一月答申、未告示）

この外、他の事由で指定した物件に、近世大名家の墓所の一部又は大部分が含まれているのがある。円教寺境内（兵庫県姫路市）、弘福寺（青森県弘前市）は、その例である。後述の金剛寺境内（和歌山県高野町）の場合は特段な例である。

こうした流れの中で、上杉家の墓所を国史跡に指定することとなった。調査を始めたのは、昭和五六（一九八一）年頃から始まつた。一通り調査が終わり、上杉家の承認も済み、昭和五八（一九八三）年五月九日、米沢市は、文部大臣宛に、米沢藩主上杉家墓所の史跡指定を申請した。山形県教育委員会は、米沢市との申請を同年五

月一四日、文化庁長官宛に連達した。この申請を受理した文化庁は、府内の協議

を重ね、文部大臣は、同昭和五八年九月二〇日に序係記載第一号、同五年八月間第一六号で、文化財保護委員会に米沢藩主上杉家の史跡指定を諮問した。この

とき、米沢藩主上杉家墓所と一緒に史跡指定を諮問するのは、延沼銀杏跡（山形県尾花沢市、月日焼境内（神奈川県鎌倉市・平城寺朱雀大路跡・奈良県奈良市）・鬼城山（岡山県邑久市）等、計二件である。諮問の趣旨は次のとおりである。

以上の趣旨に関しては、「仲野 浩・浅香洋子（一九九二）史跡米沢藩主上杉家墓所管理報告書」米沢市教育委員会 平成四年を参考に加筆修正を加えたものである。

（1）官報告示

○文部省告示第四号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第六十九条第一項の規定により、次の表掲げる記念物を史跡に指定する。

昭和五十九年一月十一日

文部大臣 森 喜朗

名 称	所 在 地	地 番
米沢藩主上杉家墓所	山形県米沢市御廟町一丁目	一八六九番

（2）指定説明

米沢藩主上杉家墓所

山形県米沢市御廟町一丁目

慶長六年（一六〇一）、会津より米沢に移封された第一代藩主上杉景勝は、元和九年（一六二三）三月二十日死去した。死後廟地の選定が行われ、慶長十年（一六

式であるが、時代が下るにつれて少しずつ小ぶりになる。晉勝廟の平面概形は

九代治憲・二代齐定の順に奇数の墓室の廟屋が並んでいる。治憲廟と齐定廟の間の奥まづ方に、上杉顯照（治憲子、治広養子）の廟屋が建てられている。

トルの北行す參道がつきた所に木構を残らした東西に細長い一画があり、ここに歷代藩主の廟屋が横一線に並べて建てられている。中央より西側の高さ約一メートルの石垣の壇上には、晋勝廟・二代齊勝・五代吉憲・七代玄房、

九代治憲・一代齐定の順に奇数の墓室の廟屋が並んでいる。治憲廟と齐定廟の間の奥まづ方に、上杉顯照（治憲子、治広養子）の廟屋が建てられている。

中央より東側の石垣上には、西より二代齐定・四代景憲・六代景憲・八代景定、

二・八・四・二メートルを数える。廟屋の屋根は、七代景勝までが入母屋造、八代

景定以来は宝形造である。廟廟とも、廟内に五輪塔が建てられており、廟内四周

壁には、五輪の塔婆四十九本が列べられている。各廟の南正面には、現在簡単な門が造られている。明治九年（一八七六）以前は、墓所域の南正面門に榜形が造られ、門構形を入れるとすぐ参道が東方にのび、この参道から各廟屋敷に向う参道が北へ、廟屋の前に碑塲が建てられていた。しかし、同年十月、新たに景勝廟と定期廟の間の奥まった所に粗上杉殿留の廟屋を造り、それまでの景勝廟を中心にして構造を改めたのと併せて参道が改進され、また、榜形を取り除かれた。謙信廟は、米沢城本丸東南隅の祠堂より遺物を移したもので、高さ約一七メートルの石垣の壇上に建てられており、流逝である。最後の源主一二代齐憲の墓は、この墓所にはない。

米沢藩主松永家墓所は、若手の改変のあとが見られるとはいっても、江戸時代大名墓所の代表的なものであり、大名の墓制を知る上で重要である。

（月刊文化財 昭和六〇年五月号）

二 構造形式

（1）景勝廟

桁行一間、梁間一間、一重、入母屋造、向拝付、銅板葺、南面妻入。

①基 础

四隅柱下に安山岩玉石を据え、独立基礎として、建物周間に連続した雨落石を廻す。更石は、青白の凝灰岩另石を用い、その内側の軒下叩きは蟻巣を施してコントリート洗い出し仕上げとする。

正方形に組んだ土台四隅に蟻巣を敷せ、円柱を建てる。各柱を足元貫、飛貫、

②軸 部

正方形に組んだ土台四隅に蟻巣を敷せ、円柱を建てる。各柱を足元貫、飛貫、

③組物、軒

頭貫で固め、柱頭を台輪で繋ぐ。足元貫及び飛貫は、柱に小根柄差し、頭貫先端部は木鼻とする。正面を除く三方は、横板張り、板は透て込みとし、機部倉矧ぎ、合釘打ちとする。正面の足元貫、飛貫間に方立一本を立て、上下貫面に打った貫板に両側残唐戸を取り付ける。棟唐戸は海老彫付き、上部花押格子、銅網張り。小脇板は、堅張りとするが足元貫下と飛貫上は横板を建て込む。

内部天井は、鏡天井とする。台輪上端に板をつけて正面中央に蟻巣を架け渡し、下から釘で打ち上げて板を止めらる。床はなく玉石敷の土間とし、中央に五輪塔を安置する。

④屋 根

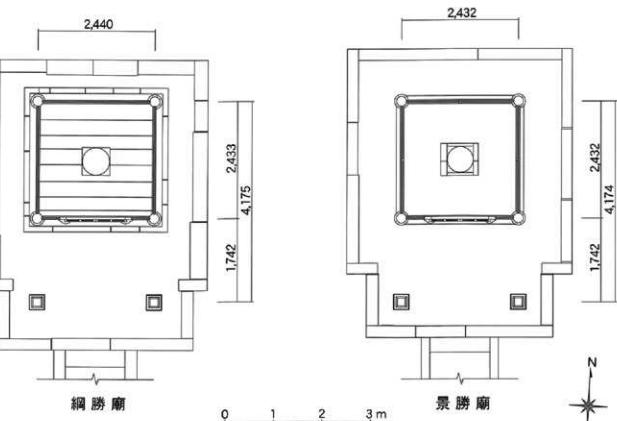
銅板一文字葺で、土台葺は手手割板。簗甲は通し垂とし、新唐草銅板は、広小舞に垂る。鋼板で覆った箱の土間に鬼板を立てる。鬼板は木版張りで鋼板を被せて剥げを打ち出している。妻飾りは、虹糸大瓶束で、大瓶束東の大火柱には花肘木を載せ、巻斗、肘突木を介して花瓶束木を受ける。正背面千鳥破風、拝みに六瓣及び瓣付の鰐頭魚を飾る。（注）鰐頭魚は欠失していたため、今回の工事で定勝廟に復して整備した。

（5）向 拝

向拝柱は、几帳面付の角柱に替り、礎盤を備える。基礎石と礎盤は、花崗岩小叩き仕上げとする。向拝柱に礎盤を架け、身舎柱とは海老彫梁で組み、花崗岩小叩き仕上げとする。向拝柱に礎盤を架け、身舎柱とは海老彫梁で組み、花崗岩小叩き仕上げとする。

（6）向 拝

向拝柱は、几帳面付で台形の基礎石に替り、礎盤を備える。基礎石と礎盤は、花崗岩小叩き仕上げとする。



第2図 景勝廟・綱勝廟略平面図

〔英徳院〕の扁額を掲げる。
吉憲廟とほんとうに同じ構造形式である。ただし、内部床は土間印きで、鯛魚の六葉は、網勝廟と同じ花形としている。

柱は、面取り角柱で土台建ち。各柱を足元貫、飛貫、貫頭で固める点は、網勝廟と同じだが、台輪ではなく、頭貫には木鼻がない。正面棟唐戸は上部透格子。天井は桟継天井であるが、棹継を梁間方向に五通り配る。迴縁はなく、天井板を頭貫上端に羽重ねに張る。床は玉石嵌の土間である。(注 現状は板床であったが、後補と判断し、今回の工事で撤去した。)

③組物・軒
柱は、面取り角柱で土台建ち。各柱を足元貫、飛貫、貫頭で固める点は、網勝廟と同じだが、台輪ではなく、頭貫には木鼻がない。正面棟唐戸は上部透格子。天井は桟継天井であるが、棹継を梁間方向に五通り配る。迴縁はなく、天井板を頭貫上端に羽重ねに張る。床は玉石嵌の土間である。(注 現状は板床であったが、後補と判断し、今回の工事で撤去した。)

④屋根
網勝廟と同じ。ただし鯛魚は、鯛の目鯛魚で六葉、鰐をつける。

⑤向拝
柱は、面取り角柱で土台建ち。各柱を足元貫、飛貫、貫頭で固める点は、網勝廟と同じ。

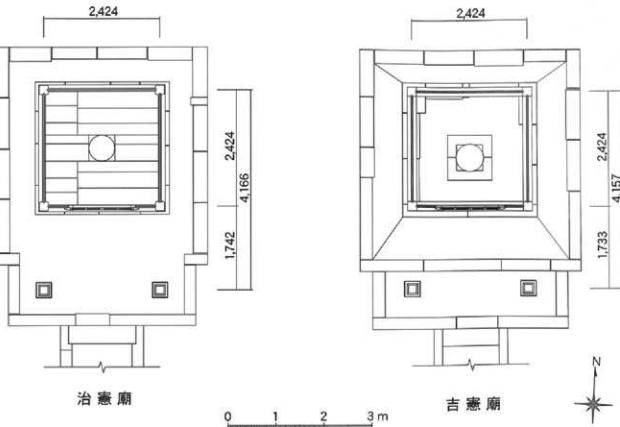
⑥向拝
柱は、面取り角柱で土台建ち。各柱を足元貫、飛貫、貫頭で固める点は、網勝廟と同じ。

(四) 宗房廟
桁行一間、梁間一間、一重、入母屋造、向拝付、銅板葺、南面妻入、正面に「英徳院」の扁額を掲げる。
吉憲廟とほんとうに同じ構造形式である。ただし、内部床は土間印きで、鯛魚の六葉は、網勝廟と同じ花形としている。

(五) 治憲廟
桁行一間、梁間一間、一重、方形造、向拝付、銅板葺、南面、正面に「元徳院」の扁額を掲げる。

〔吉憲廟〕と同じ。ただし、雨落夏石は身舎周囲と向拝三方に運らせてあり、身舎より向拝の方が一段低く据えられているため、軒下コーンクリート印きには段差ができる。

①基礎
②軒部



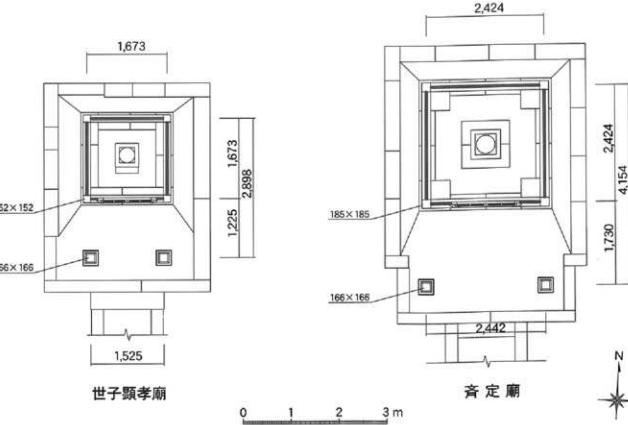
第3図 吉憲廟・治憲廟略平面図

(六) 齊定廟
柱は、面取り角柱で土台建ち。各柱を足元貫、飛貫、貫頭で固める点は、網勝廟と同じ。ただし、柱礎石下には、根石が据えている。
吉憲廟と同じ。ただし、天井は、正背面の丸柱側面に棹継を五本を入れとし、天井板を羽重ねに張る。このため、丸柱が迴縁を兼ねている。床は、板床で、正面の土台に軒板太を差け、これと土台の上端に床板を張る。
③組物・軒
柱は、面取り角柱で土台建ち。各柱を足元貫、飛貫、貫頭で固める点は、網勝廟と同じ。ただし、柱礎石下には、根石が据えている。
吉憲廟と同じ。ただし、天井は、正背面の丸柱側面に棹継を五本を入れとし、天井板を羽重ねに張る。このため、丸柱が迴縁を兼ねている。床は、板床で、正面の土台に軒板太を差け、これと土台の上端に床板を張る。

④屋根
網勝廟と同じ。ただし鯛魚は、鯛の目鯛魚で六葉、鰐をつける。

⑤向拝
柱は、面取り角柱で土台建ち。各柱を足元貫、飛貫、貫頭で固める点は、網勝廟と同じ。

⑥向拝
柱は、面取り角柱で土台建ち。各柱を足元貫、飛貫、貫頭で固める点は、網勝廟と同じ。



第4図 齊定廟・世子顯孝廟略平面図

(七) 世間廳室

床がなく、内部は土間にある。

柱行一間、梁間一間、一直方形造、向拝付、銅板葺、南面。

(八) 墓

墓壇石上に土台を据え、角柱を一面毎に建て、腰貫と上柄に差した頭筋まで

基壇石は、凝灰岩切石を上・下二段積とする。基壇上部を突き回し、直方体に加工した切石一〇枚をベタ敷きに並べ、この上に重ねて外周を縦取りするよう布

石を接着する。雨蓋石は、他の廟と同様に建物周囲に廻り、軒下をコンクリート洗

い出し上げとする。

(九) 鋼

面取り角柱土台建ち、足固貫、内法貫で四本の柱を固め、柱上に組んだ舟肘木

を介して、井桁に組んだ舟肘受けの板駁及び道具は、治意廟と同じ形式だが板

の細かい方は本美である。天井は、井桁側面に横材三本を大入れとし、天井板を張

る。床がなく、下段基壇石がそのまま露出する。

(一〇) 軒・屋根・向拝

面取り角柱土台建ち、足固貫、内法貫で四本の柱を固め、柱上に組んだ舟肘木

を介して、井桁に組んだ舟肘受けの板駁及び道具は、治意廟と同じ形式だが板

の細かい方は本美である。天井は、井桁側面に横材三本を大入れとし、天井板を張

る。床がなく、下段基壇石がそのまま露出する。

(一一) 謙信廟

面取り角柱土台建ち、足固貫、内法貫で四本の柱を固め、柱上に組んだ舟肘木

を介して、井桁に組んだ舟肘受けの板駁及び道具は、治意廟と同じ形式だが板

の細かい方は本美である。天井は、井桁側面に横材三本を大入れとし、天井板を張

る。床がなく、下段基壇石がそのまま露出する。

(一二) 門

柱を固める。各柱に腕木を差し、先端に出桁を通して、これと頭筋間に腕板を

繋げる。板の拝には、桟木を打つ、カラーフ鉄板張りする。各柱間、腰貫上に

無目を取り付けられより上にはまた格子、下は、内側を腰板張り自欄打つ、外側

を漆喰仕上げとする。

(一三) 墓

柱は、柱二本おきに入れ、コンクリート独立基礎にステンレス羽子板ボルト

で緊結する。

(一四) 墓

柱を固める。各柱に腕木を差し、先端に出桁を通して、これと頭筋間に腕板を

繋げる。板の拝には、桟木を打つ、カラーフ鉄板張りする。各柱間、腰貫上に

無目を取り付けられより上にはまた格子、下は、内側を腰板張り自欄打つ、外側

を漆喰仕上げとする。

(一五) 墓

柱を固める。各柱に腕木を差し、先端に出桁を通して、これと頭筋間に腕板を

繋げる。板の拝には、桟木を打つ、カラーフ鉄板張りする。各柱間、腰貫上に

無目を取り付けられより上にはまた格子、下は、内側を腰板張り自欄打つ、外側

を漆喰仕上げとする。

(一六) 墓

柱を固める。各柱に腕木を差し、先端に出桁を通して、これと頭筋間に腕板を

繋げる。板の拝には、桟木を打つ、カラーフ鉄板張りする。各柱間、腰貫上に

無目を取り付けられより上にはまた格子、下は、内側を腰板張り自欄打つ、外側

を漆喰仕上げとする。

(一七) 墓

柱を固める。各柱に腕木を差し、先端に出桁を通して、これと頭筋間に腕板を

繋げる。板の拝には、桟木を打つ、カラーフ鉄板張りする。各柱間、腰貫上に

無目を取り付けられより上にはまた格子、下は、内側を腰板張り自欄打つ、外側

を漆喰仕上げとする。

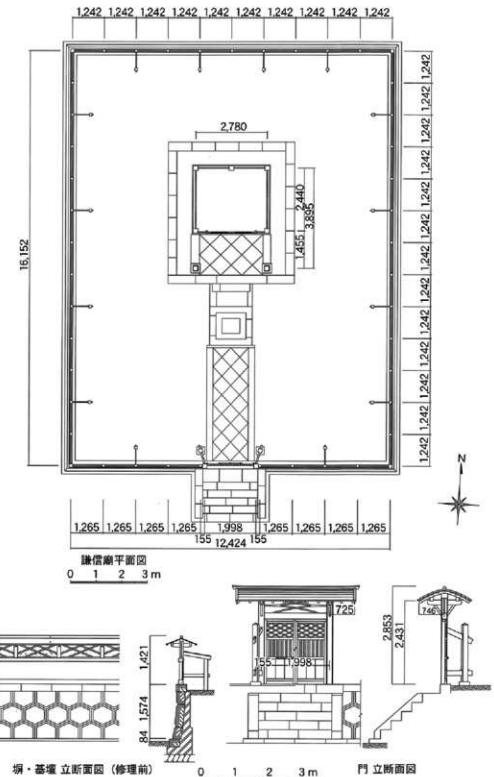
(一八) 墓

柱を固める。各柱に腕木を差し、先端に出桁を通して、これと頭筋間に腕板を

繋げる。板の拝には、桟木を打つ、カラーフ鉄板張りする。各柱間、腰貫上に

無目を取り付けられより上にはまた格子、下は、内側を腰板張り自欄打つ、外側

を漆喰仕上げとする。



第5図 謙信廟略平面図／門立面・断面図

三 主 要 尺 法

三、再論

一
事業の運営

一 事業に至るまでの経過

史跡が古河城下町の市街地に、明治五十九年（一八九六）に古河城下町から古河市に改称された。

成三年度にかけて、将来にわな歴史の適切な保存を図るため、「史跡名沢城跡保存実行計画策定委員会」を設置した。同時に、平成二年度には、主上杉家墓所保存実行計画策定委員会¹⁾を設置した。

成二年度以降までの「整備年次計画概要」が示された。

教育委員会文化課では、上杉家管理事務所からの報告を受け、山形県教育庁文化課に報告、五月二六日に同文化課及び東南置賜教育事務所担当者の来朝を得て、

現地調査を実施した。この調査報告をもとに文化庁記念物課に現地指導を要請、係官の派遣を待つこととなつた。六月一日、文化庁記念物課岡村主任文化財調査官

査査が発表し、雨漏りによって裏面全体が陥没したとの見解を示された。七月に入りて、一日、三日と仲野清山形文化教授、文化庁中文化財主任監査官らが相次いで視察に訪れ、破損状況の確認調査を行うよう指導がなされた。一方この間、米原市、県文化課、所有者の三者は、当面の補修計画の打ち合わせや今後の修理方針

本章二十一 參照

破損した東側横羽目板及び貫上端部の補修、雨漏りの応急修理工事を吉田建設株式会社に発注した。工事期間は一〇月一日から一二日までといた。

関係機関との協議を重ねた結果、二月になつて、平成三年度最初の「中跡米澤藩主・杉木家所蔵古文書目録(報告書)」に基づき保存修理する方針が定まり、二四日付で平成六年度国庫補助事業費面積算定書を提出した。

委員であった寺田忠也が大蔵省教授を父として受け、1913年（大正2年）3月5日、「杉杉家管理事務所」において、県、米沢市、上杉家管理事務所、財團法人文化財建造保存技術協会（以下、文建協）の四者で打ち合わせを行った。この打ち合わせで、平成六年度臨床実習事業の「次内示を受けたべくタイムスケジュールを組む」ととなり、文建協はこれまで受けたべくする運営を終えた。

付業者を委託依頼を受け、文建協は七月七日、派遣を現地に派遣、打ち合わせの修理工事を開始した。このときの打ち合わせで、工事は治癒期の修理と同時に現地調査を行った。工事は治癒期の修理を着手してから約二箇月間かけて行つた。このうち、平成六年度は緊急復旧工事、五輪橋安賀、分担を着手してから約一年半で、翌年は組立工事となる。現状点検では、崩落のところ葺き戻すせず、現状修理工として考えるなどの方針を確認した。なお、この間、米沢市では、破損状態の修理を担当のままで、七月一日、治癒期施工況確認調査を行つた（詳細は前回）。

三 主 要 尺 法

で、これを反映させた変更設計書作成し、二月二四日、変更契約を締結した。

九月中旬から、建方始め、一〇月末は土居蓋が張上がり、二月四日、娘工事を行い、すべての工事を完了した。

平成三年度の奉山祭にあわせて、廟所周囲木構及び石灯籠の修理を自費で行うこととなり、一月一日付けで現状変更許可申請書を提出した。現状作業は、一二月二八日から取り掛かり、翌三月二二日に完了した。工事は、謹信廟全面の木構を含む廟所周囲の木構と正面門側木構の修理、祠勝、吉應、宗房、顯孝廟前の石灯籠の台座修繕と埋え直しを行った。

(七) 平成二年度

二年は、謹信廟の基礎、屋及び門の工事を行った。総事業費を三二、〇〇千円、事業期間及び工事期間を一箇月として、六月一日に着手した。現場説明を七月一日に実施し、入札を七月四日に行つて、吉田建設株式会社が落札した。

まず、取材村の荒取りなどの準備を進め、七月九日から現場作業を開始し、塗入路の整備、各仮設物の撤去を完了させた。続いて、東から北側へと塀の解体を行い、お盆休みまでに塀の解体をすべて終え、休み明けから芯骨背面石積の解体に着手した。ところがこの積石は、予想に反し、厚さが二〇—二〇センチ程度と非常に薄く、昭和期にコククリーの擁壁等後に築いて積み重ねていることが判明した。このため、修理方法を再検討する必要に迫られ、九月一日には、山形県文化財保護官の派遣を願い、上杉家宮司事務所、米沢市立古いものと修復方針や現況を説明し、その後、打ち合わせを行つた。この結果、計画の大幅な見直しが必要であり、計画変更を行わざるを得ないということで意見が一致し、県から六月下旬記念物課に指導を仰ぐ一方、現状はこれに向けて動かだした。

これにより、①現状のコンクリートを撤去し、積石の背後に支持体を張ったコンクリートの擁壁を張り、積石を持たせる。②基礎内部の排水を十分取る。③主に基礎工事費に増を要すが、総事業費は増額せず、娘、門などの工事を一部次年度に振り下して、これに充当する。④工事期間を「二月から翌年三月まで」延長する。(但し)一月、二月は工事休止期間とする」を主な柱とした計画変更申請書を一月二七日提出し、「一月十九日、承認を得た。
工事は、冬期間の積雪に見舞われるが、も順調に進み、二年三月三〇日竣工検査を行つた。

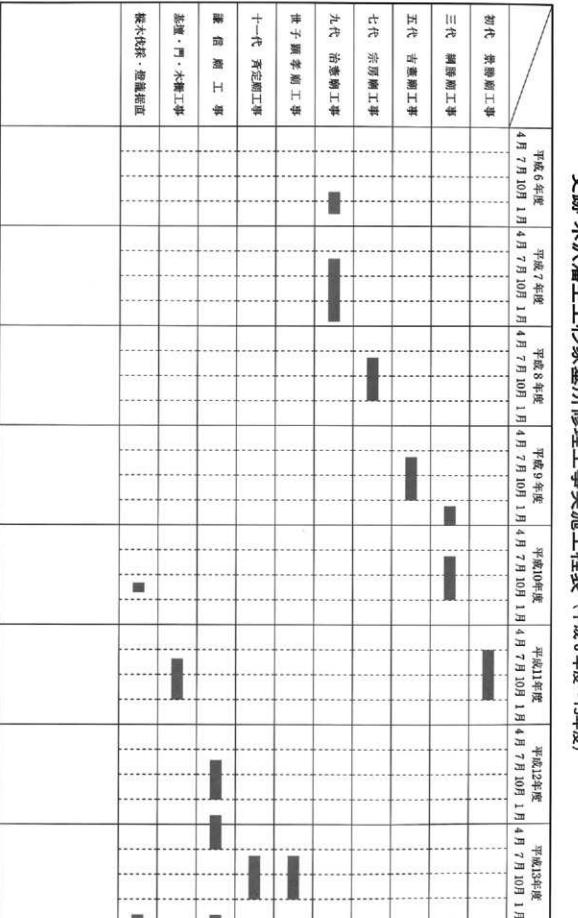
なお、八月一八日付けで仮設塀入替工事に伴う樹木伐採の現状変更許可申請書を一月二七日提出し、「一月十九日、承認を得た。

また、一月一日には計画変更に伴う変更契約を締結している。

(八) 平成三年度

四月になり、謹信廟の屋根工事、左廊工事を施工し、基壇上の塀、門を仕上げるとともに参道脇の擁直ぐ周囲の砂敷などをを行い、仮設道路及び排水を復旧して、六月いっぱい謹信廟の工事を完了させた。八月一日、青定廟・世子廟修理工事の引きを行い、八月二七日から工事を開始した。屋根瓦を調査二種同時に架け、屋根脊替部分修理を行つた。実施により各工事費の増減生じ、施工調査の結果、当初予想したよりも建築物の保存状態が良く、工事量が減くなつたため、一月二〇日付で計画変更承認申請書を提出した。また、このとき、昨年末から二月にかけての大雪により、謹信廟の木構(平成一年度に自費修理)の前頭と仮設塀工事により撤去復旧した一部を除く)が、大破し、齊定廟の石灯籠(基が傾き、危険な状態となつたため、これらの修理を行つよう計画に組み入

史跡・米沢藩主上杉家廟所修理工事実施工程表(平成6年度～13年度)



れた。予算は増額せず、二工事の減額分を充当したが、工期を二月末から翌年二月まで延長して、工事期間を二箇月とし、これに基づき、工事請負契約を

二月二〇日付けで変更した。

二月二日、吉定廟・世子劉子廟の素屋根が取れた時点で仮修業を行い、雪解けを待つて、残る諫廟の木構などの修理を行い、三月二八日、竣工検査を行い、

平成四年四月五日付で精算額五〇、〇〇〇円の実績報告書を提出、すべての工事が満足なく完了した。

三 工事組織と工事関係者

(一) 工事組織

本工事は、上杉敏子平成七年一〇月までは上杉謙應の直轄工事として運営し、文部科学省記念物類、山形県教育厅文化財課、米沢市教育委員会文化課の指導のもと、文化財保護法、補助金等による予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、その他の関連法規を参照して工事を進めた。また、専門家による監修米沢藩主上杉家墓所保存整備委員会を組織し、技術的、学術的指導を仰いだ。

施工は、請負工事として、指名競争入札による契約と、地方自治法施行令第一六七条の二及び米沢市契約規則第六条の規定を準用した随意契約を締結して工事を実施した。

工事の設計監理は、財団法人文化財建造物保存技術協会に委託した。同協会は、文化庁の承認を受けた主任技術者を派遣し、工事の設計及び監理、各種調査、記録作製、報告書原稿作成等にあたらせた。

(二) 工事関係者

① 所有者

② 上杉家管理事務所

玉上 利恭
上 杉 隆憲

玉上 利恭
上 杉 隆憲

玉上 利恭
上 杉 隆憲

③ 中跡米沢藩主上杉家墓所保存整備委員会委員

東北芸術大学客員教授
千葉大学名誉教授

東京大学客員教授
東北芸術大学客員教授

東北芸術大学客員教授
東北芸術大学客員教授

仲野 浩造
大河直躬
渡辺定夫
田中哲雄
牛川喜幸
浅倉有子
佐藤晴一
島貫雄行
阿部克人

④ 同事務局

山形県教育厅

文化財課長

上越教育大学助教授

田中哲雄

牛川喜幸

浅倉有子

佐藤晴一

島貫雄行

阿部克人

⑤ 設計監理

財團法人 文化財建造物保存技術協会

文京区本郷一一二八一〇本郷TKビル内

理事長 関口欣也

(前任) 伊藤延男

伊藤鄭爾

太田博太郎

伊原恵司

西條孝之

鈴木清司

高橋好夫

中川麻衣子

村上 認一

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

常務理事

伊藤 郑爾

太田 博太郎

伊原 恵司

西條 孝之

鈴木 清司

高橋 好夫

中川 麻衣子

現場担当 稲葉 敦

(前任) 鈴木 清司

第二章 建物の破損と修理

(一) 景勝廟

三景勝蹟

建物全体が北西に傾き、外部から支柱及び筋違いを取り付けて、辛うじて建物の倒壊を防いでいた。基礎石の不開沈下や雨落石の不陸、小屋棟の腐朽が目立つていた。

4
层

② 基
礎

柱礫石は、西北角が最も沈下しており、南東角柱を〇ミリとするとき、柱高は七九ミリで、軸部全体が北西に傾いた要因は、基盤石の不同沈下によることが裏付けられた。

なつていた。また、花狭間格子が一部欠損していた

正面の両開き戸は、全体に緩みを生じ、手先框が下がつて建て付けが悪く、(5)建具

屋根銅板葺は、全体に経年による錆斑が見られ、ハゼ切れや縞みを生じ、剥離が進んでいた。また、落した樹木の枝葉によく銅板に凹みが出来たり、穴が開いたりして、雨漏りを生じていた。しかし、土葺は概ね健全で、野地板を茎だして腐朽させるには至っていないかった。脱脂したため、平成四年四月に応急修理されていた両面の鬼板は、著しく腐朽していた。

④屋根
小屋組では、野積木上彌が全面にわたって腐朽しており、中央部分がもつとひどく、腐朽は真東まで達していた。また、両妻鰯魚が欠失し、背面破風板の虫食いも著しかった。

後補の土台は、健全な状態を保っていたが、漆喰の剥落が著しかった。特に北西壁盤の剥損が際立つ。内側が半分以上欠失し、空隙に漆喰を差し込んだ土の沈下をもたらす止めた。漆喰板も下端部内側から腐朽し、土台と隙間を生じていた。軒通りでは、化粧板基板の割れや汚損、広小舞の施行、木舟・茅負の腐朽で変形が見られ、幕甲と新村幕板が、ムササビにより数箇所でさわぎを開けられていた。さらには桁木口に巻かれた漆喰の変形が目立ち、このうち西面北側の一本は折れていた。

三
部

宝珠露盤からの雨漏りによつて、小屋材が腐朽し、ついには幕帳が陥没し、五輪塔が倒壊した。

②
基
礎

除けば、ほ

銅板葺の屋根は、杉の小枝等の落葉物や、積雨雲の損傷によつて、破損がひどく、ハゼ切れによる浮上がりや縮みが生じていた。露盤は、木部が腐騰して宝珠、伏牕が陥没し、そこから雨水が小屋内に浸入していた。土居葺は、頭頂部、軒廻りを除けば、ほぼ良好であった。

りを除けば、ほぼ良好で

② 基礎

りを除けば、ほぼ良好であった。

雨落着石と、全体に被ひ、不陸を生じ、欠損や風化も著しかった。基盤石も同様に不陸を生じ、層状の事がれ、風化が見られた。修理によって取り戻されたと思われる石があり、幅狭いため、土台が基盤石からこぼれていた。軒下コンクリート叩きは、他の廟宇比べると割れが少ないが、雨落石との間に亀裂を生じ、土上げは粗面で、凹凸が著しかった。内部の地盤は陥没し、五輪塔が倒壊して、基礎石もろとも穴の内に落していた。五輪塔は、破壊しないかっただが、雨漏による汚損と劣化の影響が進行していた。

落石は、通

雨落石は、通りが乱れ、軒下コンクリート叩きには亀裂が入っていた。背面側

土台は、下端及び内部の腐朽が著しく、棟書の監察された。床板は、一部に腐食され、五輪橋の倒壊に折損したものであった。横羽自体は、割れが目立ち、既に倒壊の危険性を抱いていた。五輪橋の倒壊で破損した板は、修理せられた。木井は、雨漏りによつて、中央部で極端に腐朽が進行し、その周辺部にはシミが広がつていた。小屋裏では、真東の破損が激しく、腐朽と蟻害によつて調査し、これに取り付く。雨漏木を腐朽し、さらに、真東の外壁の二本の梁との交点が完全に崩落し、構造的に危険な状態があつた。

二〇一

基盤石は、全体に表面が風化し、若干の不均沈みも見られが、背面側の一個除き概ね良好であった。五輪塔は、一枚の基礎石のうち、背面側の一枚が割れたことによつて傾き、さらに石に刻まれた梵字の色彩が剥落していた。

が腐朽していた。軒廻りでは、外の崩と同様、裏甲や軒付板の一部が腐朽してい

つた。小屋

袖部は、柱の不同辻下や傾斜が若干見られたが、土台の腐敗は外に大きな破損はなかった。小屋組は、宝珠露盤が積雪により滑れて雨水が進入し、真東の頂部、隅木上端部、手垂木および腰板の一部が腐朽し、さらには真東を伝わった雨水によって、隅木架かる腰梁（南東・北西）が死重で崩壊して、完全に消失していった。真東は、宙に浮いており、隅木によつていわゆる持続した状態となっていた。この腰梁も直行し、下木となる南西→北東方向の陸梁も腐朽が見られたが、採用可能と判断された。腐朽した腰梁の材種は、ハンの木で、他は松であり、こ

◎建
具

177

屋根の銅板葺は、全体に耐用年限に達してハゼが切れ、落下物や雪下ろしなど

軸部の破損は、少なかつたが、基礎石が極端に風化していた。露盤からの雨漏りにより、小屋材の腐朽が著しかった。

歴史

により腐食していた。土居脣から下に回った水気が勾配の緩くなる向拝部分で溜まり、蒸れ雰囲気を引き起したようであつた。

その基礎石は、全般に風化が著しく、凍結融解により見掛けた部分がボロボロと剥げて落っているものもあった。下段の基礎石は、周辺部が沈下し、中央部の石が盛り上がり、門地が開いていた。五輪塔は、下の石ほど表面が風化し、剥落した石材が砂状になつて堆積していた。このため、刻まれた梵字は、彫りが浅くなり、彩色も脱落していた。

卷之六

正面棧唐戸は、緩みを生じて手先框が下がり、建て付けが狂っていた。

て自力が開いていた。

基壇石積は、各部とも割れや風蝕による表面の剥離が目立ち、正面東と東面及び背面は沈下や盛み出しが認められた。

九 謙信廟

①概要

露屋には、大きな破損がなかったが、基壇石堆と周囲の堀と門の破損が著しかつた。また、周囲木構の破損も目立っていた。

②雨落石

露屋の雨落石は、通りが乱れ、また、軒下のコンクリート叩きは大きな亀裂が入っていた。レベルを測定すると南東角部分がっとも沈下しており、沈下のなかった南西付近との高低差は約六センチであった。

③墓壇

廟周囲の土壠石積みは、各面で大きく孕み出し崩落の危険がある。積み石の割損が各面に認められ、表面が層状に剥離し、落下したり、地表を入って割れているものを見られた。基壇石は、北東角部分に大きな亀裂があり、東側が外に最大で約二センチ開いていた。同時に、不回沈下も生じており、南から北へ向かって全体が沈下し、北東角が最大で八七センチであった。また、正面を除く三方の基壇石はすべて外側がひがつて傾き、まるのりの状態となっていた。

また、参道護石は、経年により不陸を生じ、敷石には、割損、磨耗が見られた。

④廻門

基壇上の堀は、土台等の部分が腐朽し、不陸及び傾斜が著しかった。柱桟は、捨石が欠失している箇所が多く、足下がことごとく腐朽して根入りが無くなつて

⑤解体修理

検討し、実施計画を立て、工事を始めた。

修理に際し、修理状況、当初の形式技法、後世の修理内容等を調査したが、原則として復原は不可ならず、現状の状態を踏襲する「現状修理」とした。ただし、今後の維持管理、保存活用上の運営や他の修理でやむを得ない場合に限つて仕様、材種、工法を変更した箇所がある。この場合、以下の基準に従らして行った。

ア、途中の修理で何らかの変更が施され、それによって建物の外観が著しく損なわれたり、放置する事後の保存に悪影響を及ぼす恐れがある場合。
イ、あるいは、その変更自体が破損の要因となるている場合。
ウ、在来の工法や仕様に欠陥があり改善が必要な場合。

エ、在来の使用材料や製品が製造されておらず、入手出来なかつた場合。

なお、修理によって不用となった応急的な補修物や仮設物は撤去し、欠失及び欠損した部材・資料が確実なもののは、旧形式や既存資料、他の建物の同じ部位に倣つて修理を行つた。

ただし、現状を変更する場合、又はその保存に影響を及ぼすような変更を行う場合は、現状更正許可申請書を提出し、許可を得て実施した。

各建物の修理方針と修理概要是次のとおりである。

①承嗣廟
……解体修理
建物を一旦解体し、破損部分を取り替えたは補修して、建て直した。基壇石はコンクリート地盤を施し、掘直した。

②繩勝廟
……屋根葺替・部分修理
建物を一旦持ち上げての土台取替、野地の一部、小屋組、軒通りの腐朽箇所の解体、破損部材の取り替え、補修を行い、屋根鋼板を葺き直した。また、地下遺物調査、基壇石、雨落石を掘削し、基礎の積み直しを行つたほか、内部五輪塔を掘直し、建具を複製し、遺物の複製品を作製した。

③世子廟廟

建物を持ち上げて土台を取り替え、小屋組の廻行箇所の修理、補強を行つた。土居草の一部と屋根鋼板を葺き直した。雨落石、基礎石を掘直し、基壇を積み替えた。また、建具の補修、五輪塔を葺き直した。

建物を一旦持ち上げての木部補修、土居草及び野地板と小屋組の

浮いており、応急的に入れた筋縫や地柱によってからうじて自立している状況であつた。

屋根鋼板葺は、鋪が剥げし耐用年限に達しており、外部防護塗りも各所で崩落や背面の剥離が見られた。なお、漆の一部は、平成九年に倒れかかつたため、応急的に筋縫を入れて補修を行つた経緯がある。

門

門は、控え門扉が腐朽して、不安定な状態となつたため、正面脇木下に支柱を建て補強してた。屋根鋼板葺は、ハゼの切れやみにより雨漏りをしていた。

下板、腰板の腐朽が進行していた。

④基壇

基壇の石積がこのように破損した原因是、基壇内部の排水が悪く、土庄による長期的な荷重が原因で、コンクリート擁壁とともに石積全体が外側に徐々に押しされて変形したためと考えられる。さらに、癒縫が生じた割目から、基壇内の土砂が流出し、このために、露屋の雨落石が不同沈下を起こしたと推察される。また、基壇石は、周囲池の排水が悪く、尚かつ、樹木に覆われていたため、石材が乾燥せず常に湿润な状態にあり、凍結融解の繰り返しによって層状に剥損したと見られる。雨がかりの多い下部の石は破損が著しかつたことが、それを裏付けている。さらには、建設当初から石質の劣る灯籠の礎石をは吊り直して運用していることも原因の一つとしてあげられる。

二 修理方針

各建物は、破損の度合いに応じて、屋根葺替及び部分修理を行つた。工事実施にあたつては、各建物の修理順位、仮設計画、解体資材格納場所等の確保を十分に

一筋を解体し、露屋鋼板を葺き直した。破損した基壇石を取り替えて、コンクリート根巻補強をうえ掘直した。雨落石はコンクリート地盤のうえ葺直しした。建具の補修、基壇の積み替えを行つた。

⑤吉永廟

建物を一旦持ち上げての木部、建具補修を行い、屋根鋼板を葺き直した。雨落石はコンクリート地盤のうえ掘直した。基壇石は不陸の調整とコンクリート根巻補強を施し、基壇を積み直した。

⑥半井廟

建物を一旦持ち上げての土台取替、建具補修等を行い、屋根鋼板を葺き直した。また、地下遺物調査、基壇石、雨落石を掘削し、基礎の積み直しを行つたほか、内部五輪塔を掘直し、建具を複製し、遺物の複製品を作製した。

⑦世子廟廟

建物を持ち上げて土台を取り替え、小屋組の廻行箇所の修理、補強を行つた。土居草の一部と屋根鋼板を葺き直した。雨落石、基礎石を掘直し、基壇を積み替えた。また、建具の補修、五輪塔を葺き直した。

⑦ 齊定期 屋根瓦等・部分修理

建物を持ち上げ土台を取り替え、破損した野地板を取り替え、土間蓋の一部と屋根瓦等を葺き直した。建具の補修、周囲地盤強取後にはコングリートの擁壁を築き、破損した石材を取り替え、補修して積み直した。塀、門を修理して建て直し、廟屋用落石、参道四半段の据直し等を行った。

⑧ 謹定期 基礎積み直し、門扉等解体修理

門及び塀を解体し、基礎を基盤石(塊石)まで解体した。石垣背後にはコングリートの擁壁を築き、破損した石材を取り替え、補修して積み直した。塀、門を修理して建て直し、廟屋用落石、參道四半段の据直し等を行った。

二、工事実施仕様

一 工 事 事 務

(1) 工事運営の規準

文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行命令、文化庁規則、その他関係法規を参照して工事を運営した。

(2) 工事組織

直轄工事として、設計監理に関しては、財團法人文化財建物保存技術協議会に委託した。

(3) 着工準備

イ、工事地域を設定し、また就業規則、その他の工事に必要な諸規則・規定の整備を行った。

(4) 監 督 員

二 通 則

(1) 総 則

この仕様書は、大要を示すものであつて、実施に当たって記載外の事項、又は疑問が生じた場合は監督員と協議のうえ、細部の仕様を定めて施工した。なお、この仕様書に記載のない事項でも、当然必要と認められるものは、施工業者の責任において完全に施工した。

(2) 監 督 員

請負約款に規定する監督員は、文化庁の承認を得た財團法人文化財建物保存技術協議会の主任監査官者が当たった。

(3) 本仕様書以外の仕様の適用

この仕様書及び前面に示されていない事項は、左記によつた。

イ、山形県・米沢市の定める工事仕様書

ロ、建築工事共通仕様書 国土交通省大臣(または建設大臣)官房官序官能書 部監修(最新年版)

(JAS)、日本建築規格(JIS)等によつた。

(4) 技能者等の選定

文化財の修復工事という特性から、特に能力・適正を充分考慮して選定した。

(五) 材 料 (古材の再用・補足材料)

古材(当初材)は、将来の保存に支障のない限り努力して再用し、後補材につい

ロ、工事工程とこれに関連する支払計画を作成した。

(四) 帳 書

現金出納簿、予算差引簿、工事工程表、その他を備え詳細、かつ正確に記入し

(五) 記録作成

イ、調 帳 破損箇所、各部の仕様調査、その他必要な調査を作成

ロ、写真撮影 修理前、竣工及び工事中の必要な記録写真を撮影した

(三五) カラーまたはモノクロフィルム)。

(六) 修理 施報告書

平成六年度に実施した治憲廟修理一事から平成二年までの齊定期・世子廟茅廟修理工事までの工事記録、調査事項、写真、図面等をまとめた修理工事報告書原稿を作成し、平成一五年度に刊行した。

(七) 計算要更

工事が完了した際は、工事の経総費と結果を記載し、実績報告書に精算書、実寸法とも在来の方とのものに倣うことを原則とした。

(八) 終 工

工事が完了した際は、工事の経総費の増減、維持記分の変更、仕様の変更、施設機器、工事上使の割り写真、その他資料を添付して竣工後三〇日以内、又は

工事方針の変更、工期の変更、附帯工事の新設等を生じた場合は、文化庁に申請し承認を得て実施した。

(九) 計算要更

工事が完了した際は、工事の経総費と結果を記載し、実績報告書に精算書、実寸法とも在来の方とのものに倣うことを原則とした。

補足材料は、すべて監督員の検査をうけ、合格したものを用いた。
JIS規格品等の使用を認められている材料については、最初に合格した材料と同じ種別であれば、特に指摘する材料を除き以後の使用を承諾した。

(七) 材料保管

使用する材料検査に合格したものは、すべて良好な状態で保管し、退気・空難・火災に対する充分な対策を講じた。

(八) 施工圖・発送等

施工図、矩形圖を設定し、立上り、軒廻り、その他曲線部材は原則として現寸引き付けてとし、必要によっては板幅を成し、監督員の検査を受け承認されたものによって施工した。その他の施工図についても同様の承認を要するものとした。

(九) 安全管理

工事中は、近隣施設や樹木を損傷しないよう、必要に応じ養生を施こすなどの配慮をし、車両の出入り及び木材の搬出人時は、見学者に危害が及ぶないよう安全対策に万全を期した。また、工事現場の危害防止、安全管理は現場代理人が管理者となし関係法令に従い適切に対処した。工事現場は常に監視警戒を行い、工事関係者以外の進入防止、防犯対策について十分留意した。なお、指定する場

所以外では、火気、暖房器具、煙草等)の使用を禁止したが、施工上必要な火気の使用あつた時は、取扱いに十分注意し、適切な火災防止の措置を講じた。

(一〇) 発生火の処理

木材のうち、引渡しを要するものは、別途損害を添えて指定の場所に収納し、
たゞ引渡しを必要としないものはすべて場外に搬出し、関係法規に従い適切に処
理した。

(一一) 文化財であることの注意事項

本工事は、文化財の修理工事があることを認識し、常に監督員の指示に従い、
特に古材の取扱いには慎重を期した。
(一二) 発見物等のある場合の注意事項

本工事は、史跡地内であるとの注意事項
本事業は、史跡地内の工事であるため、地盤の搅乱については、米沢市教育委
員会文化課係の立ち会いのもとで行い、地盤調査を実施しないよう細心の注意
を払った。未調査の遺構が発見された場合は、ただちに工事を中止して発掘調査
に協力するよう、現地代理人から各職方に至るまで徹底をはかり施工した。

三 仮 設 工 事

(一) 概 要

解体した部材を格納するため保存小屋を建設し、謙信廟を除く各施設に素屋根
を架け、建設に支障する建物周囲の木橋、門を一旦解体した。謙信廟は周囲木橋
のうち、西側北寄りの一部を解体し、撤入口とした。さらに敷地西側の道路から
のうえで重要な資料を見た場合は、写真撮影を行い調書に記録したうえで、
知らうえで重要な資料を発見した場合は、写真撮影を行い調書に記録したうえで、
別途指示した場所に収納した。

(三) 史跡地内であるとの注意事項

本事業は、史跡地内の工事であるため、地盤の搅乱については、米沢市教育委
員会文化課係の立ち会いのもとで行い、地盤調査を実施しないよう細心の注意
を払った。未調査の遺構が発見された場合は、ただちに工事を中止して発掘調査
に協力するよう、現地代理人から各職方に至るまで徹底をはかり施工した。

本橋までの竣工路を鋼板で蒙生し、基準周囲の内外部に堅及び門の解体・組立
の軒足場を建設した。なお、各設備はそれぞれの工事完了後、解体去り、別
たゞ引渡しを必要としないものはすべて場外に搬出し、関係法規に従い適切に処
理した。

(一) 治療施

建築周囲の門、橋を一日解体し、素屋根を建設した。倒壊した五輪塔は、
まことに、平成六年度に応急措置として仮安置所を造り素屋根内に且据え付
けたが、平成七年度発掘調査にともない基壇を解体する必要が生じ、素屋
根前面に仮屋根を設けて仮安置所とともに移設した。工事区域を設定し、
境界標を設けて保存小屋（兼工作小屋）を素屋根背後に建設した。また、
冬季間は素屋による素屋根の倒壊を防ぐため、屋根の雪下ろし等を行った。

(二) 治療施

謙信廟西側の空地に解体物を保管する保存小屋（兼工作小屋）を建設し、
敷地西側端部から謙信廟まで仮設の撤入路を設け、廐所木橋のうち西側
北寄りの一部を解体して撤出人口とした。基準周囲及び門には解体時と
組立時に足場を建設し、積轆時は雪回しを設けた。工事完了後、解体した
木橋を復旧した。

(三) 謙信廟

謙信廟西側の空地に解体物を保管する保存小屋（兼工作小屋）を建設し、
敷地西側端部から謙信廟まで仮設の撤入路を設け、廐所木橋のうち西側
北寄りの一部を解体して撤出人口とした。基準周囲及び門には解体時と
組立時に足場を建設し、積轆時は雪回しを設けた。工事完了後、解体した
木橋を復旧した。

(四) 素屋根、軒足場

主材は、JIS規格品とし、左記を標準とした。
①保存小屋……平家造組立ハウス（JIS規格品）

②素屋根、軒足場、鳥居型待、單管組立とした。素屋根の屋根は、車輪引波形
鉄板葺とした。保存小屋は、板組立ハウスとし、基礎は松丸太杭打ちとした。

(三) 材 料

①素屋根、軒足場
主材は、JIS規格品とし、左記を標準とした。

(四) 素屋根、軒足場

主材は、JIS規格品とし、左記を標準とした。
①保存小屋……平家造組立ハウス（JIS規格品）

(五) 軒足場、素屋根、軒足場

(六) 素屋根、軒足場

(七) 素屋根、軒足場

(八) 素屋根、軒足場

(九) 素屋根、軒足場

(十) 素屋根、軒足場

(十一) 素屋根、軒足場

(十二) 素屋根、軒足場

(十三) 素屋根、軒足場

(十四) 素屋根、軒足場

(十五) 素屋根、軒足場

(十六) 素屋根、軒足場

(十七) 素屋根、軒足場

①素屋根、軒足場、謙信廟足場
木橋、釘等……なまし鉄板#1〇、洋釘（JIS規格品）

木橋、釘等……なまし鉄板#1〇、洋釘（JIS規格品）

木橋、釘等……なまし鉄板#1〇、洋釘（JIS規格品）

(十八) 素屋根、軒足場

(十九) 素屋根

木橋、釘等……なまし鉄板#1〇、洋釘（JIS規格品）

(二十) 素屋根、軒足場

木橋、釘等……なまし鉄板#1〇、洋釘（JIS規格品）

(二十一) 素屋根、軒足場

木橋、釘等……なまし鉄板#1〇、洋釘（JIS規格品）

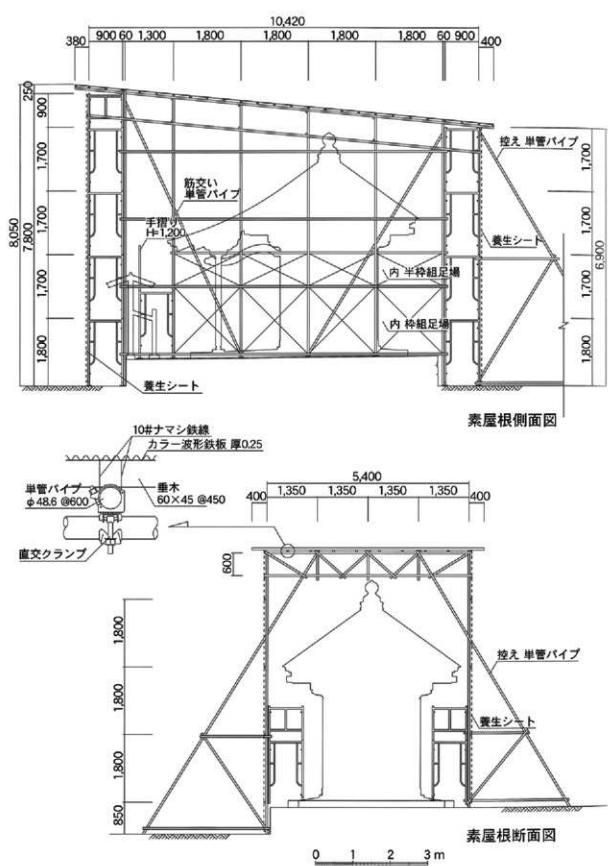
(二十二) 素屋根、軒足場

木橋、釘等……なまし鉄板#1〇、洋釘（JIS規格品）

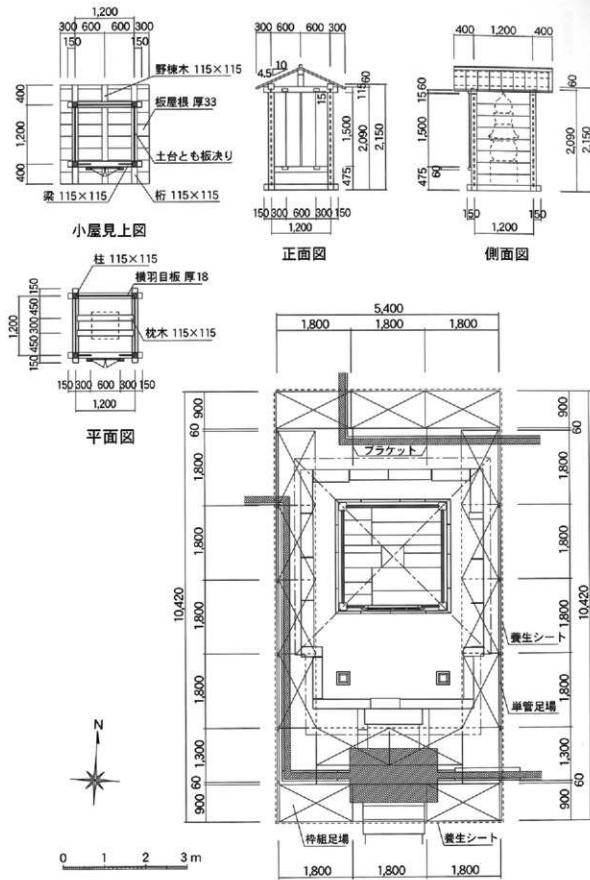
(二十三) 素屋根、軒足場

木橋、釘等……なまし鉄板#1〇、洋釘（JIS規格品）

(二十四) 素屋根、軒足場



第7図 治療廟素屋根平面図



第6図 治審廟素屋根平面図／五輪塔仮置所